

全国で多発する深刻な消費者被害と運動の高揚

1970年前後になると、四大公害病、カネミ油症やPCB・水銀による牛乳・魚介類の汚染など、経済成長の負の側面についての認識が一般に広がり、非常に大きな社会問題となっていきます。しかも73年には物価上昇率が年率23.8%とピークに達し、洗剤・トイレットペーパーなどが店頭から消える物不足パニックも起こりました。これは主婦による買占めが原因とされました。それだけではなく、この時期のニクソンショック（変動相場制への切り替え）、オイルショック（中東戦争による産油量の削減と輸出価格の引き上げ）による不安感に乘じて、大商社の買占め・売り惜しみや、石油会社のヤミカルテルによる生産調整・価格協定、出荷調整・価格引き上げが展開されたためでした。

こうして食品安全や物価問題にふりまわされてきた主婦を中心とした市民たちによって、消費者運動はさらに高揚します。この時期、消費生活協同組合も新たに各地で作られ、また各地の行政機関が主婦たちに消費者モニターを委嘱しており、このモニター自身が各地で「地域消費者団体」を立ち上げていきます。そしてこれらの消費者団体はさらにネットワークを育み、灯油裁判などの物価問題だけでなく、食品公害の被害者支援を行いながら企業責任を問うたり、食品添加物問題に取り組むことで、多くの成果を挙げていきます。

この時代は、消費者問題があまりに大きく国民のくらしと命・健康を脅かしたことと、それまでの個々の消費者や各消費者団体の真摯な学習と実践活動の蓄積とが相乗しあうことで、消費者運動はそれまで以上に裾野広く高揚し、日本社会全体に大きな影響を与えた時代であるといえます。なお、全国消団連は独占禁止法改正運動にも取り組みはじめており、消費者団体と弁護士や研究者などの専門家との連携が進んだのもこの時期です。

全 国 消 団 連 の あ ゆ み	社 会 の 動 き
1月 チクロ追放消費者大会（消費者6団体）	3月 万国博覧会開催
10月 消費者5団体、松下電器にカラーTV値下げを申し入れ、買い控え運動を開始	4月 減反政策導入
11月 第9回全国消費者大会で松下製品ボイコット決議	7月 杉並で光化学スモッグ発生
4月 カラーテレビ買い控え運動終結を宣言	10月 国民生活センター設置
12月 全国消団連、会長制から代表幹事制へ	4月 主婦連・ジュース類の表示に関して公正取引委員会に不服申立
12月 創立15周年祝賀会	8月 変動相場制へ移行
1月 国鉄総裁との会見	2月 国鉄運賃等公共料金値上げ反対国民集会
2月 公共料金に関する議員アンケート	9月 日中国交正常化合意
9月 消費者8団体で公取に再販廃止を要望	
6月 PCB汚染魚追放を申し入れ	3月 公共料金・諸物価値上げ反対国民中央集会
7月 国鉄、電力・ガス・灯油等の値上げ反対を強化	6月 政府がPCB使用中止を表明
9月 消費者6団体、再販廃止の要望と安売り禁止規制に反対	10月 第1次オイルショック
1月 物価非常事態宣言発表	5月 日本消費者連盟発足
4月 電気料金値上げ反対で6団体で民間公聴会を開催	7月 東京高裁「ジュース裁判」での主婦連の訴えを棄却
2月 独禁法改正運動を開始	11月 鶴岡灯油裁判、東京灯油裁判提訴
4月 公共料金値上げ反対、独禁法改正強化で消費者集会	
8月 私鉄、国鉄運賃値上げ反対運動を開始	2月 インフレ、物価値上げ反対、独禁法改正強化を要求する国民中央集会
	4月 ベトナム戦争終結

用語解説

灯油裁判

1974年、公正取引委員会は元壳12社と石油連盟に対してカルテルを破棄するよう勧告し、両者はこれに従った。さらに公取委は元売業者を刑事告発した。このような状況下、消費者団体から3つの訴訟が起こされた。a.日本消費者連盟の呼びかけによるもの、b.主婦連・川崎生協によるもの、c.山形県の鶴岡生協によるもので、a・bは独占禁止法25条、cは民法709条（不法行為）にもとづいてそれぞれ損害賠償を請求した。

公取委が告発した刑事裁判は最高裁まで進み、84年に業者の有罪が確定（一部無罪）。一方の消費者側の訴訟は、aは和解、bは高裁でカルテルの存在は認めたものの小売価格上昇との因果関係は不明として請求棄却、最高裁で87年に敗訴。

cの仙台高裁秋田支部での控訴審では、初めてカルテルには実効性があり、小売価格の上昇に因果関係があるとして、消費者側の損害賠償が認められた。さらに、その因果関係について被告である業者が不服なら、被告が反証すべきであるとして、原告（消費者）の立証責任を軽減する、画期的な判決となった。ただし最終的には最高裁判決で、損害が立証されていないとして原告の訴えは退けられ、消費者側の全面敗訴で終わった。

